



# ほろのべの恋



▲3月12日(月) 幌延中学校卒業生

- 平成24年度まちの予算
- 幌延町まちづくり補助事業を  
活用してください!
- 第1回幌延町議会(定例会)
- 幌延町国民健康保険に加入  
されている皆様へ
- 後期高齢者医療制度のお知らせ
- 幌延町健康増進計画
- 第5期高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画



3月15日(木) 問寒別中学校卒業生

平成24年度

# まちの予算

総額 **50億6,617万1千円**

一般会計 **40億0,000万0千円**

## 一般会計

### 歳入

区分	予算額(千円)	構成比(%)
①町税	402,348	10.1
②地方譲与税	88,000	2.2
③利子割交付金	800	0.0
④配当割交付金	100	0.0
⑤株式等譲渡所得割交付金	100	0.0
⑥地方消費税交付金	28,000	0.7
⑦自動車取得税交付金	14,000	0.4
⑧地方特例交付金	1,100	0.0
⑨地方交付税	2,090,000	52.3
⑩交通安全対策特別交付金	1,000	0.0
⑪分担金及び負担金	34,173	0.9
⑫使用料及び手数料	160,381	4.0
⑬国庫支出金	236,938	5.9
⑭道支出金	187,702	4.7
⑮財産収入	56,826	1.4
⑯寄附金	8	0.0
⑰繰入金	174,750	4.4
⑱繰越金	40,000	1.0
⑲諸収入	54,174	1.4
⑳町債	429,600	10.7
歳入合計	4,000,000	100.0

### 歳出

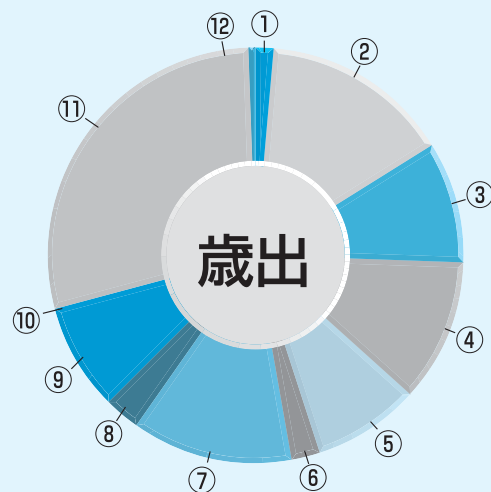
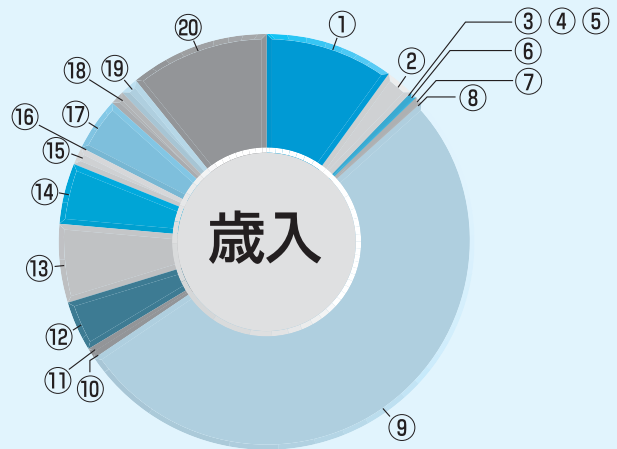
区分	予算額(千円)	構成比(%)
①議会費	58,252	1.5
②総務費	587,633	14.7
③民生費	374,043	9.4
④衛生費	449,974	11.2
⑤農林水産業費	329,943	8.2
⑥商工費	89,644	2.2
⑦土木費	501,817	12.5
⑧消防費	121,998	3.0
⑨教育費	331,717	8.3
⑩災害復旧費	1	0.0
⑪公債費	1,139,978	28.5
⑫予備費	15,000	0.4
歳出合計	4,000,000	100.0

※各区分の構成比は、小数点第1位未満四捨五入のため合計と一致しないことがある。

平成24年度の幌延町の予算総額はおよそ50億7千万円です。厳しい財政状況の中、財政の健全化に向けた取り組みを着実に進めながら、「さらに元気な幌延町づくり」のため、基幹産業である酪農業の振興、まちづくりの基本方針に沿った選択と集中による予算配分としております。

昨年度まで続いておりました町立診療所の建設など、大型事業が一段落したことから、本年度は継続して進めてきています農業振興や町道の改良等のほか、新たに住民の方の安心と安全を守るため、子ども医療費無料化の中学生までの拡大、低所得世帯等への暖房費の助成、商工会が行うプレミアム商品券発行への支援などの施策を進めてまいります。

なお、詳細については、「わが町の家計」の発行を予定していますので、概要のみの掲載とさせていただきます。



# 平成24年度 幌延町各会計予算

会計名	区分	予算額 (千円)	区分	予算額 (千円)
一般会計	歳入	4,000,000	歳出	4,000,000
特別会計	歳入	1,066,171	歳出	1,066,171
診療所	歳入	307,016	歳出	307,016
国民健康保険	歳入	279,110	歳出	279,110
後期高齢者医療	歳入	42,675	歳出	42,675
介護保険	歳入	252,920	歳出	252,920
簡易水道事業	歳入	66,565	歳出	66,565
下水道事業	歳入	117,885	歳出	117,885
合計	歳入	5,066,171	歳出	5,066,171

## まちの予算

## 今年の主な事業

一般会計及び特別会計

### 一般会計

職員研修 (まちづくり) 事業	2,310千円
おもしろ科学館開催経費	2,596千円
エネルギー関連施設見学会開催経費	1,937千円
幌延町賃貸住宅改修事業	15,225千円
公用車 (中型バスほか) 購入事業	21,815千円
生活交通路線バス維持費補助金	8,366千円
まちづくり事業 (まちづくり事業補助金)	5,000千円
北星園民営化支援事業	20,786千円
低所得世帯への暖房費の助成	1,760千円
長寿祝い金支給事業	830千円
緊急通報システム管理・設置等経費	994千円
高齢者除雪・給食サービス事業	3,769千円
ホームヘルプサービス支援事業	8,196千円
老人クラブ関連補助金	576千円
障害者介護給付・訓練等給付費	32,720千円
重度心身障害者医療給付費	5,750千円
放課後児童クラブ運営事業	3,847千円
子どものための手当支給事業	39,524千円
子ども手当支給事業	8,471千円
ひとり親家庭等医療給付費	482千円
子ども医療給付費 (中学生以下無償化)	6,868千円
老人福祉センター (憩いの湯) 経費	18,125千円
予防接種経費	5,138千円
妊娠健康診査助成事業	2,250千円
各種検診経費	
(特定健診、がん・骨粗鬆症・エキノコックス検診)	4,872千円
脳ドック経費	500千円
農業振興対策管理費 (農業関係利子補給費)	3,000千円
中山間地域等直接支払事業	74,598千円
担い手対策事業	500千円
幌延東部地区畜産担い手育成総合整備事業	3,655千円
産業共進会場補修事業	6,038千円
幌延町酪農ヘルパー利用組合補助事業	6,000千円
乳牛検定組合補助事業	2,500千円
生乳成分検査事業	1,441千円
農業施設補修事業	2,000千円
幌延地区道宮畑地帯総合整備事業	41,100千円
問寒別地区農業用水道調査事業	7,161千円
農業用水道施設改修事業	911千円
北進地区営農用水道改修事業	8,000千円
有害鳥獣駆除関連経費	9,616千円
森林整備地域活動支援交付金事業	3,580千円

民有林造林促進事業	602千円
未来につなぐ森づくり推進事業	5,691千円
町有林整備事業	7,254千円
幌延町商工会育成事業	9,314千円
幌延町商工会地域振興事業 (プレミアム商品券発行)	4,000千円
幌延町中小企業融資事業	20,000千円
幌延町商工業経営安定対策事業	600千円
(株)幌延町トナカイ観光牧場管理委託事業	16,258千円
幌延町イベント運営事業 (名林公園・トナカイフェスタ)	5,455千円
幌延町観光協会育成事業	648千円
幌延・豊富広域観光促進事業	3,000千円
町道維持経費	23,652千円
町道除雪経費	78,879千円
町道幌延下沼線道路改良事業	31,769千円
町道北1丁目線道路改良事業	59,050千円
町道北2丁目線道路改良事業	67,538千円
町道2条仲通線道路改良事業	63,295千円
町道中間寒8号線道路改良事業	10,714千円
山村広場補修事業	2,517千円
問寒別団地公営住宅解体事業	10,721千円
北留萌消防組合負担金 (経常・投資)	117,642千円
幌延町防災対策事業 (木造住宅耐震診断・改修補助)	1,100千円
情報教育研究推進事業 (遠隔授業等)	2,856千円
特別支援教育支援員配置事業	2,702千円
外国語指導助手派遣事業	149千円
子どもの心サポート相談員配置事業	430千円
社会科副読本作成事業	3,380千円
幌延小学校補修事業	2,793千円
スクールバス整備事業	3,756千円
中学校教師用指導書等購入事業	3,432千円
生涯学習センター図書検索システム導入事業	990千円
書の研修事業	1,748千円
舞台芸術鑑賞事業	1,437千円
放課後子ども教室推進事業	826千円
総合スポーツ公園改修事業	30,170千円
東ヶ丘スキー場リフト補修事業	4,410千円

### 特別会計

下水道事業特別会計	
個別排水処理施設整備事業	1,974千円

平成24年度

# 幌延町における 電源三法交付金の使い道

## ① 電源立地地域対策交付金 1億6,444万6千円

- 町立診療所運営費……………1億円
- 町保健センター運営費……………1,000万0千円
- 町立保育所運営費……1,800万0千円
- 北留萌消防組合幌延支署運営費……3,644万6千円

※電源立地地域対策交付金を町立診療所運営経費等に充当することにより、一般財源の負担軽減を図り、その分の一般財源で町のいろいろな事業を行っています。

## ② 広報・安全等対策交付金 353万1千円

- エネルギー関連施設見学会等…193万7千円
- 総務管理費(資料収集業務) ……149万5千円
- 深地層の研究等広報事業……………9万9千円

町では、多くの町民の方々に町政に参加していただくよう、パブリックコメント手続等の町民参加手続について、毎年度当初に今年度の予定と前年度の実施状況をお知らせしています。

- 平成24年度の実施予定はありません
- 平成23年度の実績は次のとおりです  
パブリックコメント

### 町民参加手続の予定 及び 実施状況の公表

案件名	意見募集期間	結果	担当部署
新・ほろのべ自律プラン(素案)	H23.6.24~H23.7.13	意見提出なし	総務課

## 耐震化促進のための補助制度を ご利用ください

町では、平成20年度に幌延町耐震化改修促進計画を策定し、幌延町の耐震化率90%を目指しています。

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断及び耐震化改修に対し、補助制度があります。この補助制度をご活用いただき、安心・安全な暮らしのための点検をしてはいかがでしょうか？

詳しいことは、総務課総務グループにお問い合わせください。

総務課総務グループ 電話5-1111



# 幌延町まちづくり補助事業を活用してください

幌延町ふるさと創生基金を財源に、個性的で活力あるふるさと創生に資する活動事業に対し、補助する制度です。



- 補助事業者 幌延町
- 補助対象者 町内の団体・個人及び中小企業者(一定規準以下の会社及び個人、事業協同組合等)、財団法人及び社団法人、NPO法人

## 補助対象事業

事業名	事業内容	補助率	補助限度額
①産業・経済・福祉振興事業	地域の特性や資源を踏まえ、本町の産業及び経済の活性化又は地域福祉の向上に貢献しうる自主的かつ意欲的な取り組みで、新規性又は先駆性を有する次に掲げる事業 ア. 調査研究事業 新製品・新技術開発、創業、新分野進出等を調査・研究する事業 イ. 施設・設備事業 新製品の事業化・新技術の導入、創業、新分野進出等に必要とする施設及び設備を整備する事業	2/3	ア. 調査研究事業 150万円 (一括交付) イ. 施設・設備事業 町内金融機関から受けた融資の各年度の償還元金の2/3以内 年200万円 (総額1000万円限度)
②地域活動事業	本町の歴史、文化、芸術及びスポーツ等の振興を図る活動	2/3	150万円
③生活環境整備事業	うるおいとやすらぎのある環境、景観づくり事業	2/3	150万円
④人材養成事業	地域の活性化及び国際・地域間交流等の推進を図るための派遣研修等による、リーダー養成又は海外からのリーダー招へい事業、交流事業	2/3	国内研修事業 (1人) 10万円 派遣事業 国内 (1人) 30万円 派遣事業 国外 (1人) 70万円 招へい事業 国内 (1人) 50万円 招へい事業 国外 (1人) 100万円 その他 20万円
⑤イベント等創造事業	本町の特性をいかした魅力あるイベントや祭等創造事業	2/3	150万円
⑥町内会館整備事業	地域住民の自主的な活動と連帯感で、明るく住みよい地域社会づくりに資する町内会館の整備事業	2/3	800万円

これまでに、この補助制度を活用して22件の事業が行われてきました。(平成3年～平成23年)

主なものとして、海外農業視察研修事業、農家看板制作事業、幌延よさこい祭開催事業、町内会館整備事業、パン・菓子工房開設事業などがあります。平成23年には、この制度を活用してトナカイ調剤薬局が開設されました。

産業・経済・福祉振興事業 3件、地域活動事業 4件、人材養成事業 6件、生活環境整備事業 4件、イベント等創造事業 2件、町内会館整備事業 3件

お申し込み・お問い合わせ先

総務課企画振興グループ 電話5-1111 (内線222・223)

# 第1回 幌延町議会 (定例会)

第1回幌延町議会(定例会)は3月8日に開かれ、認定1件、議案24件などを原案どおり可決し、3月14日閉会しました。議決された案件は、次のとおりです。

## ▽認定第1号 平成23年度幌延町立病院事業会計決算の認定について

平成23年10月1日からの診療所化に伴い、新たに幌延町立診療所特別会計が開かれたことから、幌延町立病院事業会計については、9月末で閉鎖されました。これにより、平成23年4月から平成23年9月までの会計の決算

平成23年度幌延町立病院事業会計決算書

入		出		引
収益的収入	2億0,596万6千円	収益的支出	2億0,596万6千円	0千円
資本的収入	331万4千円	資本的支出	662万7千円	▲331万3千円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額331万3千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

平成23年度補正予算(3月定例会)

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後	
一般会計	48億1,484万7千円	1億2,110万0千円	49億3,594万7千円	
町立診療所特別会計	1億7,254万9千円	1億2,037万4千円	2億9,292万3千円	
国民健康保険特別会計	2億6,522万7千円	316万1千円	2億6,838万8千円	
後期高齢者医療特別会計	4,615万2千円	▲352万1千円	4,263万1千円	
介護保険特別会計	保険事業勘定	2億3,353万8千円	331万7千円	2億3,685万5千円
	介護サービス事業勘定	1,866万0千円	-	1,866万0千円
簡易水道事業特別会計	9,083万7千円	▲171万1千円	8,912万6千円	

※一般会計の補正額には、議案第2号の補正額(1億1,893万6千円)と議案第23号の補正額(216万4千円)が合算されています。

※町立診療所特別会計の補正額には、議案第3号の補正額(1億1,851万9千円)と議案第24号の補正額(185万5千円)が合算されています。

## ▽議案第1号 町道の認定について

1条北2丁目から町立診療所へ向かう道路を、町道に認定しました。

路線名…北2丁目支線  
起 点…1条北2丁目  
(町道北2丁目線交点)  
終 点…1条北2丁目  
(町道北1丁目線交点)

## ▽議案第2号 平成23年度幌延町一般会計補正予算(第5号)

補正の主なものは、年度末における予算の精査によるものです。その他、

エネルギー関連施設見学会360万8千円減、各基金積立金1億3,575万円増、後期高齢者医療特別会計繰出金441

万7千円減、診療所特別会計繰出金781万3千円増、幌延地区道営畑地帯整備事業負担金881万円増、町道上幌延6号線改修事業238万3千円減、町道幌延下沼線改良事業378万円減、PCB廃棄物処理料137万9千円減などです。

## ▽議案第3号 平成23年度幌延町立診療所特別会計補正予算(第3号)

補正は、診療所の医薬材料費486万1千円減、病院の医薬材料費535万7千円減、病院事業決算余剰金1億3,060万4千円新規計上などです。

## ▽議案第4号 平成23年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

補正は、一般被保険者療養給付費121万6千円増、一般被保険者高額療養費189万4千円増などです。

問寒別・上問寒・中間寒辺地に係る道路整備事業について、事業費の変更をしました。

## ▽議案第5号 平成23年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

補正は、療養給付費負担金439万3千円減などです。

## ▽議案第6号 平成23年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第3号)

補正は、事務処理システム改修委託料331万7千円新規計上です。

## ▽議案第7号 平成23年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

補正は、年度末における予算の精査によるものです。

## ▽議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に

問寒別・上問寒・中間寒辺地に係る道路整備事業について、事業費の変更をしました。

問寒別・上問寒・中間寒辺地に係る道路整備事業について、事業費の変更をしました。

▽議案第9号

幌延町税条例の一部を改正する条例の設定について

たばこ税の税率改正及び、町民税の特例等の削除、改正、新設等を行いました。

▽議案第10号

幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について

国民健康保険税の基礎課税額等の限度額の改正などを行いました。

▽議案第11号

幌延町乳幼児等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

医療費の基本利用料、食事療養標準負担額の助成をする対象を、乳幼児から子どもに改め、満15歳までとしました。

▽議案第12号

幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について

平成24年度から平成26年度までの介護保険料を改正しました。

▽議案第13号

幌延町営住宅条例の一部を改正する条例の設定について

公営住宅の入居資格等について改正しました。

▽議案第14号

幌延町公共施設整備基金条例の設定について

幌延町社会福祉施設等建設基金条例を廃止し、新たに公共

施設の建設及び維持管理に要する経費の財源に充てるための幌延町公共施設整備基金条例を設定しました。

▽議案第15号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

組合が共同処理する事務を行う構成団体から、上砂川町を削りました。

▽議案第16号～第22号

平成24年度幌延町一般会計予算

平成24年度幌延町立診療所特別会計予算

平成24年度幌延町国民健康保険特別会計予算

平成24年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度幌延町介護保険特別会計予算

平成24年度幌延町簡易水道事業特別会計予算

平成24年度幌延町下水道事業特別会計予算

詳細については、2～3ページをご参照ください。

▽議案第23号

平成23年度幌延町一般会計補正予算(第6号)

補正は、診療所特別会計繰出金185万5千円増、予備費30万9千円増です。

▽議案第24号

平成23年度幌延町立診療所特別会計補正予算(第4号)

補正は診療所人件費の増です。

行政報告

- ・暴風雪による国道等の通行止めに係る対応について
- ・オロロンライン地域の自然エネルギー活用等の研究会について
- ・町営住宅の落雪事故について

教育行政報告

- ・学校教育及び社会教育の概要について

一般質問



西澤 裕之議員

・平成24年度町政執行方針について

鷺見 悟議員

・幌延深地層研究センターについて  
・幌延地圏環境研究所の地域振興策について

・基幹産業である酪農と振興策について

斎賀 弘孝議員

・教育行政執行方針について  
・幌延町地域新エネルギービジョンについて  
・幌延町深地層の研究に関する協定書について  
・選挙公約について







# まちの話題



2月17日・20日

## 幌延消防支署員が 1人暮らしの 高齢者宅を訪問

北留萌消防組合消防署幌延支署では、職員が65歳以上の1人暮らしのお年寄りのお宅を訪問し、防火査察と避難経路などの除雪を行いました。17日は幌延市街、20日は問寒別市街で行い、火災予防を呼びかけました。



2月19日

## 問寒別へき地 保育所でお遊戯会

問寒別へき地保育所のお遊戯会が、保育所ホールで開催されました。7人の入所児童は、踊りや歌など、何曲も掛け持ちで披露し、保護者や地域の方々から、大きな拍手がおくられていました。



2月25日・3月10日

## スノーモービル ランド開催

トナカイ観光牧場で、スノーモービルランドが開催されました。



集まったちびっ子たちは、スノーモービルやラフティングボートに乗り、歓声をあげていました。







3月12日(月) 幌延中学校  
 3月15日(木) 問寒別小中学校  
 3月20日(火) 幌延小学校



### 各学校で卒業式



町内の3つの学校で卒業式が挙行政され、小学校11名、中学校16名の卒業生が学びやを巣立ちました。



問寒別小中学校



▲▼ 幌延中学校



### 二月定例俳句会

雪焼けや人馬稼ぎし草創期  
 雪焼けの顔見合わせて娘と笑う  
 雪焼けの手も隠されず点前する  
 雪焼けて齒の美しき日なりけり  
 兎の目赤くに染まり雪目かな  
 鬼ならば赤泣きすぎでない雪眼

幌延ほおずき俳句会

横山 貞雄  
 沢田 小浪  
 藤岡 芙美  
 佐藤 光朗  
 熊谷千恵子  
 田中 徹男



▼ 幌延小学校



## 平成25年歌会始のお題が決まりました

平成25年の歌会始のお題が、「立<sup>りつ</sup>」と定められました。

※歌に詠む場合は、「立」の文字が読み込まれていればよく、「立志」「立春」などの熟語にしても、また、「立つ」「立ち上がる」のように訓読しても差し支えありません。

■詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で1人一首とし、未発表のものに限ります。

■書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に使い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください。

無職の場合は「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)。主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

■詠進の期間は、9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。

■宛先は、「〒100-8111 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。

■疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページをご参照ください。

<http://www.kunaicho.go.jp/>

# インフォメーション

## 北海道警察官募集!

北海道警察では、警察官を募集しています。

警察官採用試験の最終合格者の中から、平成24年10月1日以降又は平成25年4月1日以降に採用されます。

### 採用予定人員:

男性……A区分	150名
B区分	55名
女性……A区分	30名
B区分	10名

### 受験資格:

#### ①学歴

A区分 学校教育法による大学(短期大学を除く)等を卒業した方  
※平成25年3月卒業見込の方含む

B区分 A区分以外の方

※高等学校に在学中の方を除く

#### ②年齢

昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方(平成25年4月1日現在で18歳以上33歳未満)

### 受付期間:

平成24年4月2日(月)から

4月18日(水)

※警察官採用試験受験申込用紙は、最寄の駐在所・天塩警察署で配付中!

### 試験日:

第1次試験 5月13日(日)

第2次試験 6月中旬から7月上旬

### お問い合わせ先:

旭川方面天塩警察署

警務課警務係

電話 2-2110(内線211)

※ご不明な点があればご遠慮なくお問い合わせください。

## 森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

### 届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

### 届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

### 届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※詳しくは、下記にお問い合わせください。

### 経済課産業グループ

電話5-1116

### 北海道宗谷総合振興局

林務担当 電話0162-33-2934



平成24年度

# 心身障害者一般巡回相談のお知らせ

平成24年度の一般巡回相談実施計画が作成されましたので、近隣（上川・留萌・宗谷管内）の開催地及び日程をお知らせします。

稚内市：6月6日(水)、11月28日(水)  
羽幌町：6月5日(火)  
留萌市：11月27日(火)  
名寄市：7月31日(火)

旭川市：5月15日(火)～16日(水)、7月24日(火)～25日(水)、  
9月25日(火)～26日(水)、12月11日(火)～12日(水)、  
2月26日(火)～27日(水)

※会場及び時間については未定です。

◆詳しくは、北海道立心身障害者総合相談所  
電話011-613-5401 へお問い合わせ下さい。

## 春の火災 予防運動

実施機関：平成24年4月20日（金）～4月30日（月）

統一標語：消したはず 決めつけしないで もう一度



乾燥や強風など火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、町民皆さんで火災予防をより一層心掛けましょう。

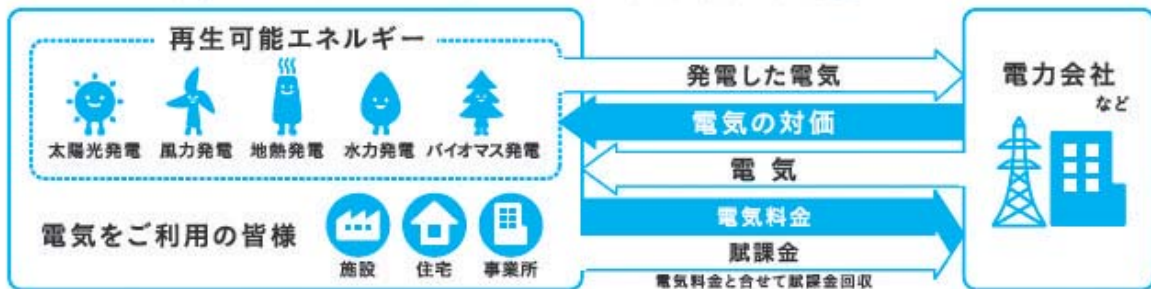
また、高齢者を中心とする逃げ遅れによる死傷者事故を防止するため、住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

北留萌消防組合消防署 幌延支署



太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど自然の恵みを活かしたエネルギーを、「再生可能エネルギー」と呼びます。国の法令に基づき、「再生可能エネルギー」で発電した電気を電力会社が一定期間、一定価格で買い取り、その費用を電気の使用量に応じて電気をご利用の皆様にご負担いただく制度が「固定価格買取制度」です。この制度により再生可能エネルギーの普及を進めることは、資源の少ない日本にとって、とても大切なことです。本制度へのご理解をどうかお願い申し上げます。

### 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のしくみ



固定価格買取制度にご理解ご協力を 経済産業省 資源エネルギー庁

# 春の訪れ

4月になると、長かった冬の終わり、春の訪れを本格的に感じることができるようになります。

気象台では、気温や降水量などの観測ばかりではなく、季節の遅れ進みや気候の違いなど総合的な気象状況の推移を知るために、季節現象や、生物の変化や出現の観測を行っています。

稚内における平年値(過去30年間(1981~2010)の平均値。10年毎に更新)から春の訪れを見てみましょう。

根雪(長期積雪)は4月上旬(平年値:4月4日)に終わり、およそ4か月ぶりに地面が顔を出してきます。その後、4月下旬(平年値:4月21日)にかけて一時的に積雪状態になることはあっても、5月上旬(平年値:5月2日)には雪は降らなくなって、半年にも渡った雪の季節は終わりを告げます。

結氷(屋外の水が凍ること)は4月下旬(平年値:4月25日)に終わり、霜は5月上旬(平年値:5月4日)にはおきなくなります。

4月下旬(平年値4月29日)にはウグイスが日本最北端の地に春本番を告げるさえずりを聞かせてくれ、その後、5月上旬(平年値:5月9日)にはタンポポの開花、5月中旬にはサクラの開花(平年値:5月14日)・満開(平年値:5月17日)と華やかさを増していきます。

※( )内は各々の現象の稚内における初日または終日、観測日の平年値

宗谷地方は日本海、宗谷海峡、オホーツク海に囲まれ、海岸部と内陸部でも季節の移り変わりに違いが見られますが、住んでいる地域の状況と稚内地方気象台の観測値との比較をすることによって、地域の季節の遅れ進みや移り変わりの目安とすることができるようでしょう。また、タンポポやサクラの開花日を予想するのも楽しいかもしれません。

このように、4月は季節が急に移り変わる時期ですが、日によって寒い日があったり、日中と夜間の温度差が激しい時期でもあります。毎日の天気予報を参考に体調を崩さないよう気をつけましょう。

※稚内地方気象台ホームページアドレス [http:// www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html](http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html)

※問い合わせ先 稚内地方気象台防災業務課 (電話:0162-23-2679)

## 双方向告知端末機「知らせますケン」について

各ご家庭に設置しております双方向告知端末機「知らせますケン」は、町内に限った通話しかできないため、一般電話のように

**110番や119番へ  
通報することはできません。**

事件事故や火災・救急の場合は、一般加入電話や携帯電話からの通報をお願いします。



**110番・  
119番は  
かけることが  
できません!!**

	一般加入電話	携帯電話	IP告知端末
事件・事故	<b>110番</b>		<b>かかりません</b>
	(110番通報は一般加入電話・携帯電話のどちらも旭川方面本部へつながります。直接おかけになる場合は下記へお願いいたします。) 天塩警察署 01632-2-2110		
火災・救急	<b>01632-5-1159番</b>		<b>かかりません</b>
	<b>119番</b>	(携帯電話からおかけになった場合は羽幌町の北留萌消防組合消防署へつながります。出勤までの時間を短縮するため、携帯電話からの通報は直接幌延支署へお願いいたします。)	



# 幌延町国民健康保険に 加入されている皆様へ

# ★幌延町国民健康保険税率 などの改正について

ほろのべの窓1月号にて、国民健康保険の運営が厳しい状況にあることをお知らせしておりましたが、今後の国民健康保険事業を安定して運営出来るように幌延町国民健康保険税率などを改正しましたので、お知らせします

なお、この度の改正は、加入者の皆さまの負担激変を緩和するため、不足する財源の1/2相当を確保するためのものであり、平成25年度におきましても改正を予定しておりますので、ご理解下さいますようお願いいたします。

## 税率などの比較

区 分		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額	法定限度額
医療給付分	改正前	2.20	14.0	17,000	14,000	46万円	51万円
	改正後	3.50	19.0	24,000	20,000	47万円	
	管内平均	6.00	36.0	26,000	29,000		
後期高齢者支援金等分	改正前	0.67	4.2	6,000	4,000	13万円	14万円
	改正後	1.00	5.6	7,000	6,000	14万円	
	管内平均	1.70	11.0	5,000	5,700		
介護納付分	改正前	0.45	2.8	6,000	4,000	10万円	12万円
	改正後	0.68	3.6	9,000	5,000	12万円	
	管内平均	0.90	6.0	6,500	5,700		
合 計	改正前	3.32	21.0	29,000	22,000	69万円	77万円
	改正後	5.18	28.2	40,000	31,000	73万円	
	管内平均	8.60	53.0	37,500	40,400		

※所得割とは、総所得金額から33万円を控除（基礎控除）した額に率を乗じて得た額、資産割とは、固定資産税額（償却資産分除く）に率を乗じて得た額、均等割とは、加入世帯の人数に応じて課される額、平等割とは、加入する1世帯当たりに課される額です。保険税額は以上を合算して算出しますが、その合算額が賦課限度額を超える場合には、賦課限度額となります。  
※管内平均とは、幌延町を除いた宗谷管内市町村の割合や金額を加算して得た値に、市町村数で割った割合や金額。

## ★国民健康保険被保険者証の更新について★

現在使用されております国民健康保険被保険者証は平成24年4月30日までが有効期限となっております。

つきましては、下記日程により更新手続きを実施いたします。

### ●日 程

4月16日(月)～27日(金)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方 【町民課生活環境グループ窓口】

問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

### ●持参するもの

- ・現在使用中の国民健康保険被保険者証（既加入者）
- ・印鑑
- ・就学のために幌延から住所を移している方については、在学証明書又は合格通知書など。

詳しくは、町民課生活環境グループ（電話5-1115）にお問い合わせください。

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しについて～

## ■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

### ● 均等割

(被保険者が等しく負担)

平成 22・23 年度  
(年額) 44,192円



平成 24・25 年度  
(年額) **47,709円** (3,517円増)

### ● 所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成 22・23 年度  
10.28%



平成 24・25 年度  
**10.61%**(0.33ポイント増)

### ● 賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成 22・23 年度  
50万円



平成 24・25 年度  
**55万円** (5万円増)

## ◆ 保険料の計算方法 (平成24年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 47,709円	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得-33万円)×10.61%	=	<b>1年間の保険料</b> (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	---	---	--------------------------------

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成24年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします。

## ■ 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

(軽減の内容は、平成23年度までと変更ありません)

### ① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成24年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	⇒ <b>4,770円</b>	約300円増
33万円	8.5割軽減	⇒ <b>7,156円</b>	約500円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	⇒ <b>23,854円</b>	約1,800円増
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	⇒ <b>38,167円</b>	約2,800円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

## ② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

## ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

## ■ 年間保険料額の例

● 単身世帯（世帯主）の場合

年金収入 (万円)	均等割 軽減	所得割 軽減	平成24年度 (円)	前年度比
80	9割	—	4,700	300円増
153	8.5割	—	7,100	500円増
168	8.5割	5割	15,100	800円増
180	2割	5割	52,400	3,200円増
211	—	5割	78,400	4,400円増
250	—	—	150,600	6,700円増

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入 (万円)	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成24年度 (円)	前年度比
80	夫妻	9割	—	4,700	300円増
	夫妻	9割	—	4,700	300円増
153	夫妻	8.5割	—	7,100	500円増
	夫妻	8.5割	—	7,100	500円増
168	夫妻	8.5割	5割	15,100	800円増
	夫妻	8.5割	—	7,100	500円増
180	夫妻	5割	5割	38,100	2,200円増
	夫妻	5割	—	23,800	1,800円増
211	夫妻	2割	5割	68,900	3,800円増
	夫妻	2割	—	38,100	2,800円増
250	夫妻	—	—	150,600	6,700円増
	夫妻	—	—	47,700	3,600円増

### ☆ お問い合わせ先 ☆

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

町民課 生活環境グループ

電話 5-1115

## 子ども医療費助成制度

### 中学生まで医療費を全額助成します

平成24年4月から「乳幼児等医療費助成制度」を「子ども医療費助成制度」として制度内容を拡充します。

#### ○対象範囲

**H24.3診療分まで**  
入院：0歳児～小学生  
通院：0歳児～6歳児



**H24.4診療分から**  
入院：0歳児～中学生  
通院：0歳児～中学生

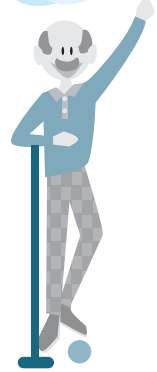
○保護者の所得制限を廃止します。

○助成対象外……予防接種、入院時の食事負担金等のほか保険診療外の費用

幌延町健康増進計画

支えよう！広めよう

幌延元気の輪 21の推進状況について



計画推進2年目に入る平成24年度は、実行委員会に生活の応援部会を加えます。町民目線で、関係スタッフと一緒に健康づくり施策を考えていただきます。幌延人生を充実させるために、楽しく健康づくりする方法と一緒に考えましょう！

昨年から始めた運動の応援部会の再募集と併せ、詳細は3月広報の折込チラシをご覧ください。

事業としては、次の4つの事業を予定しています。

- ① 運動習慣定着事業 『太極拳』の開催
- ② ノーカーデー(いつもより10分多く歩く日の設定)
- ③ 元気21！ ほろのべ

ウォーキングラリーの開催

④ 元気21！ わいわい栄養教室の開催

①の『運動習慣定着化事業』は、稚内太極拳協会から講師をお招きし、太極拳の実技講習を2カ所で、延べ8回開催します。

太極拳とは、中国武術の一種で、誰もが有している生体エネルギー、「気」と「技」で戦う方法で、体格的に不利な方や高齢の方などに最適な護身法ですが、最近健康法としても高く評価されています。血液の流れを良くし、内蔵の機能を高めて体内バランスを理想的な状態に保ち、肩こり・腰痛・ストレスを解消し、集中力をアップさせるなどの効果があります。

す。ゆったりとした動きは、忙しい日常から開放してくれ、身体の芯からリラックスさせ、新たなエネルギーを与えてくれると言われています。皆さん一度体験してみてくださいか？

平成24年度 運動習慣定着化事業	
実施日	場所と時間
4月17日(火)	問寒別生涯学習センター ・10時～11時30分 幌延総合体育館 ・13時30分～15時
5月12日(土)	
7月24日(火)	
8月19日(日)	

②の『ノーカーデー』は2年目になります。今年、9月の第3水曜日に設定しました。昨

年は初年度で、正直あまり浸透しませんでした。翌日の双方向システムでのアンケートに「意識した」と回答した方は、58件(4.7%)でした。今年度の開催まで期日もありません。こんな工夫をしては？ などのご意見をお気軽に寄せください！

③の『ウォーキングラリー』

は、目標を持つことで歩くことをもっと楽しみ、健康増進に役立っていたことを趣旨に開催します。5月1日～11月30日までの7ヶ月間に、各自のペースで歩き、歩数を記録して100万歩達成(総距離約700キロメートル・地図に落とすと幌延から函館市付近に相当します。)を目指しましょう！

④の『わいわい栄養教室』

は2年目になります。昨年度は、野菜を1日350g以上摂ることをテーマに、3回の教室に延べ41名の方が参加され、大変好評でした。教室で

作ったメニューが、ご家庭の定番料理になったなどの報告が届いています。24年度は減塩をテーマに、3回開催します。

平成24年度 わいわい栄養教室	
実施日	場所と時間
5月31日(木)	保健センター ・10時30分～13時
8月29日(水)	
12月8日(土)	

※成人保健カレンダーでは8月29日の時間が午後6時～になっていましたが、都合により全日程10時30分開始とします。ご注意ください。

詳しいことは回覧やホームページをご覧ください。また、不明な点がありましたら、保健センター(電話5-1790)にお問い合わせ下さい。皆さんの積極的なご参加をお願いいたします。

健康増進計画の基本理念は、『協働による、健やかに安心して暮らせるまちづくり』です。



平成24年4月1日から

# 第5期『幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画』がスタートします！！

町では、平成20年3月に第4期の「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定し、介護保険事業と高齢者の保健福祉事業に取り組んできました。

市町村が3年を1期として計画する「介護保険事業計画」に併せ、介護保険事業以外の保健福祉施策全般にわたる「高齢者保健福祉計画」との整合性を図り連携して事業を推進する必要があることから両計画を一体的に策定しております。



## 計画策定の基本理念と目標

高齢者をはじめ、すべての町民が住み慣れた幌延町で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、この計画の基本理念を「第5次幌延町総合計画」で示しております『健やかに安心して暮らせるまちづくり』とし、次の4点を基本目標にして計画を推進していきます。

- ① 健康づくりと介護予防の推進
- ② 地域包括ケアの推進
- ③ 介護保険事業の推進
- ④ 高齢化に対応したまちづくりの推進



## 介護保険料の改定

今後3年間（平成24年度～平成26年度）の介護サービスを安心して受けるのに必要なサービス量などを見込み推計しました、65歳以上の第1号被保険者の方の保険料は右表のとおりとなっており、町では低所得者の負担軽減措置として特例第4段階の設定と新たに第7段階を設定し、各都道府県においては財政安定化基金の一部を取崩し、各市町村へ交付することで保険料の上昇を抑制しております。

しかしながら、この度の改正では要介護認定者の増加や老人福祉施設の整備等による介護サービス給付費の伸びが見込まれることや、制度改正に伴う第1号被保険者の負担割合の増加などに伴い、第4期と比較して「19.5%」増の改定となり、更なるご負担をいただくこととなりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

### ■介護保険料と算定に関する基準

(基準額：第4段階)

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	0.50	35,400円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	0.50	35,400円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	0.75	53,100円
特例 第4段階	・住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税の方で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	0.87	61,500円
第4段階	・住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税の方で、特例第4段階に該当しない方	1.00	70,800円
第5段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得額が190万円未満の方	1.25	88,500円
第6段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得額が190万円以上400万円未満の方	1.50	106,200円
第7段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得額が400万円以上の方	1.75	123,900円

問い合わせ先 町民課保健福祉グループ 電話5-1115(内線157)

# ねんきん通信

## 平成24年度の国民年金保険料は月額14,980円です

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成24年度は前年度より40円引き下げられた月額14,980円となります。毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月の月上旬に送られてくる1年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。なお、保険料は2年を過ぎると納められなくなりますのでご注意ください。

納付の窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

### 有利な前納割引制度

#### ◎現金払いの前納

保険料の前納は、原則として、1年または6ヶ月間を単位として行うものとされていますが、現金払いの前納の場合には、1年または6ヶ月間を単位とせず任意の月からその年度末の3月分までの保険料を前納することもできます。

なお、保険料の一部免除を受けている人も、保険料を前納することができます。この場合は、免除されていない保険料（たとえば4分の1免除であれば、免除を受けていない4分の3の保険料）について、1年分、6ヶ月分、任意の月分から年度末までの分を前納することになります。

平成24年度分の1年間の保険料を現金払いで毎月納付すると、 $14,980円 \times 12月 = 179,760円$ になりますが、これを現金払いで1年度分前納すると、 $3,190円$ の割引となり、 $179,760円 - 3,190円 = 176,570円$ となります。

また、6ヶ月分の保険料を現金払いで前納すると730円の割引となり、1年度分の保険料を現金払いで6ヶ月分ずつ前納すると、 $179,760円 - 730円 \times 2 = 178,300円$ となります。

このように、保険料の前納制度を利用すると、有利な割引を受けることができます。

現金払いによる保険料の前納のうち、1年前納および4月～9月分の6ヶ月前納の申込みの締切日は、4月1日から5月1日までとなっています。

#### ◎口座振替による前納

口座振替による保険料の前納には、1年または半年間を単位として行うものがあります。

口座振替で1年度分の保険料を前納すると現金払いでの前納の場合よりもさらに割引きされ、年間で3,770円の割引となります。また、6ヶ月分の保険料を口座振替で前納した場合の年間割引額は、 $1,020円 \times 2 = 2,040円$ となります。

ただし、口座振替による保険料の前納のうち1年前納および4月～9月分の6ヶ月前納の申込みの締切日は、2月末日までとなっています。（本年度分の受付は終了しております）

#### ◎口座振替の早割

保険料の前納には、現金払いによる前納と口座振替による前納のほかに、口座振替の早割があります。

通常の口座振替の場合には、毎月の保険料は翌月末に引落としとなりますが、口座振替の早割の場合には、毎月の保険料が納付期限より1か月早く口座振替され、毎月の保険料が当月中に引落とされます。

口座振替の早割では、年間で600円、月額で50円の割引となります。

口座振替の早割は、随時受け付けています。なお、従来から口座振替で毎月納付している場合でも、この口座振替の早割制度に変更するためには、改めて申し込みが必要となります。

#### ◎前納保険料の還付

保険料を前納した期間については、その前納した月が経過するごとに、それぞれの月分の保険料が納付されたものとみなされ、その月は保険料納付済期間として扱われることとなります。

また、保険料を前納した期間が経過しないうちに被保険者の資格を喪失した場合や第1号被保険者が第2号被保険者または第3号被保険者になった場合には、その未経過分の期間の前納された保険料は還付されません。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。

# 町民くらしのカレンダー 4月 (April)

注:保セ=保健センター

1日		16月	リミック教室 10:30~ (保セ) 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
2月		17火	運動習慣定着化事業 10:00~ (問寒別生涯学習S) // 13:30~ (幌延総合体育館) 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
3火		18水	ポリオ予防接種 13:15~ (町立診療所) 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
4水	中央保育所入所式 10:00~	19木	子宮がん・骨粗鬆症検診9:00~, 13:00~ (保セ) 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
5木		20金	福寿会健康相談 14:00~ (老人福祉センター) 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所) 春の全道火災予防運動 ~30日まで 火災予防パレード 幌延10:00 問寒別13:30
6金	町内小中学校入学式	21土	
7土		22日	
8日		23月	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
9月	はつらつ教室OB会 13:15~ (保セ)	24火	下沼みどり会健康集会 10:30~ (下沼生活改善S) 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
10火		25水	乳がん検診 8:50~, 12:50~ (保セ) 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
11水	すくすく健診 10:00~, 13:00~ (保セ)	26木	おひさま子育て会 10:30~ (問寒別町民会館) 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
12木		27金	育児くらぶ 10:30~ (保セ) 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
13金	(町立診療所)問寒別出張診療日	28土	
14土		29日	昭和の日
15日		30月	振替休日

## ◆ごみの収集日 リサイクルを進めよう!

月	資源ごみ
火	紙おむつ
水	生ごみ
木	一般ごみ
金	農村地区 生ごみ

☆お悔やみ申し上げます  
 佐々木サヨさん(83歳)問寒別  
 佐々木正雄さん(62歳)栄町  
 伊藤 繁喜さん(81歳)下沼  
 芳野トシ子さん(82歳)問寒別

☆お誕生おめでとう  
 中山 鈴音ちゃん(父 雅東 町  
 小野寺 玲采ちゃん(父 啓字 幌延  
 小林 暖也くん(父昭博)宮園町

## 戸籍の窓

2月

幌延町へ  
 (不動産(土地)寄付)  
 浅野 笑子さん 東町  
 ◇幌延町社会福祉協議会へ  
 (香典返しの一部)  
 佐々木久子さん(夫)栄町  
 伊藤ウラエさん(夫)下沼  
 芳野 福一さん(母)問寒別

ご寄付ありがとうございます  
 ありがとうございます

2月





# 景百延幌

撮影者/山下 智昭



利尻山

サロベツタ景



サロベツタ景



## 窓の裏のほろ

■春の訪れが待ち遠しかった今年の冬ですが、日差しが日一日と暖かくなり、ようやく春到来です。

■3月は、町内の小中学校でも卒業式がありました。また、保育所の卒業式、高校や大学の卒業式に臨んだ方も多かったと思います。

■ひとつの段階を過ぎ、新たなステージへのスタートの季節です。各学校の卒業式取材に行つて毎年思うのは、1年生の時にはきつと緊張と不安でオロオロしていたであろう児童生徒たちが、卒業の時には最上級生として1年間学校生活を引っ張つて来た自信を胸に誇らしげに前を見て

いるという、その成長への感動です。

■式場でお子さんの後姿を見つめるご両親にとつては、尚更の感慨だと思えます。特に中学校を卒業する皆さんは、これから未知の世界への出発となります。

■まったく新しい環境で、更に大きく成長されることを楽しみにしています。

■春は再生と復活の季節です。子どもたちに負けないよう、私たち大人も新たな気持ちでいろいろなことに挑戦し、成長し続けなければいけません。

【総務課企画振興グループ】

● 広報誌へのご意見 ご要望をお寄せください ●

総務課企画振興グループ ☎5-1111 【内線】222・223

	平成24年2月 末日現在	男	1,337	(-1)
	※( )内は前月比	女	1,310	(-1)
		計	2,647	(-2)
		世帯数	1,290	(-3)



**岡本 倫太郎** くん  
おかもと りんたろう  
平成23年7月5日生・4南1  
お父さん 和之さん  
お母さん 香織さん

つかまり立ちができるようになった倫太郎くん。お姉ちゃんが大好きで、毎日あとを追いかけています。



**長山 宗太郎** くん  
ながやま そうたろう  
平成23年7月6日生・宮園町  
お父さん 拓矢さん  
お母さん 加奈子さん

最近のマイブームは叫ぶことという宗太郎くん。寝返りをしながら部屋中動き回って、得意顔です。



**黒金 琉希** くん  
くろがね るき  
平成23年7月31日生・1北2  
お父さん 敏康さん  
お母さん 亜弓さん

自分のオモチャでおとなしく遊んでいるという琉希くんでも、お兄ちゃんに遊んでもらうのが好きです。

平成24年4月 発行/天塩郡幌延町  
企画・編集/総務課企画振興グループ ☎1111(223)  
幌延町ホームページアドレス/ <http://www.town.horonobe.hokkaido.jp>  
メールアドレス/ [webmaster@town.horonobe.hokkaido.jp](mailto:webmaster@town.horonobe.hokkaido.jp)  
印刷/株式会社須田製版